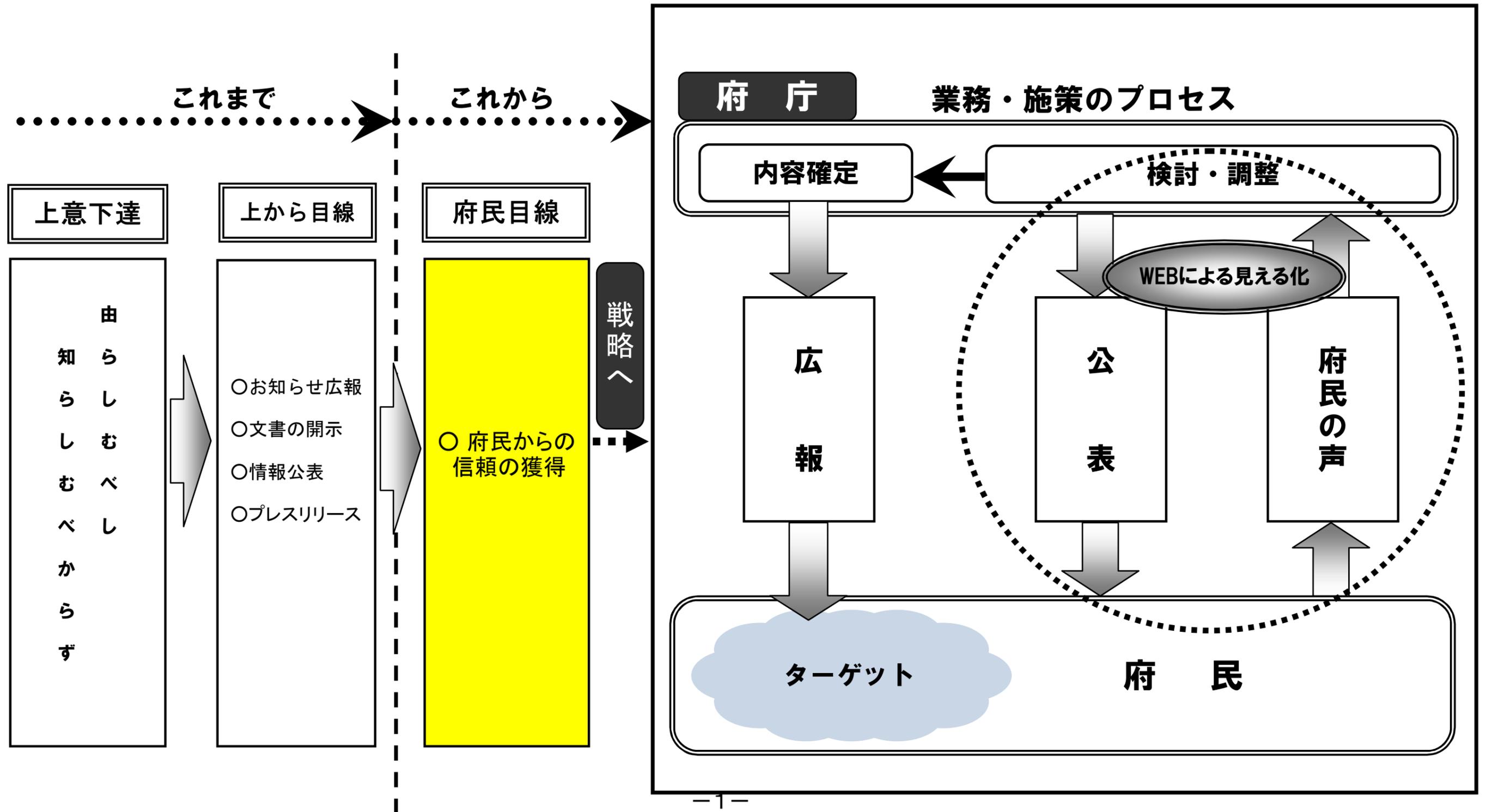


# オープン府庁（ガバメント）

## － 究極の情報公開の段階実施（案）－



# 1. 業務・施策プロセスの見える化

## 全体の流れ

仕事のやり方を根本から変革します！

開かれた府庁、透明度日本一を目指します！

- 情報の記録・管理のルールづくりと徹底
- 情報の共有
- 文書の減量化などの推進、業務の効率化
- 情報セキュリティの向上



職員

①記録

### 業務システム (庁内LAN)

#### チームサイト

- 全ての行政文書
- スケジュール
- 施策チェックボード
- 業務連絡

②確認

③反映

### 府ホームページ

#### 情報の公表ポータルサイト

#### 所属ウェブサイト

- 所属トップページ
- 事業一覧ページ
- 施策チェックボード **新規**

④閲覧



府民

- 府の施策のプロセスを、時系列に、分かりやすくホームページで公表。
- 府民が施策をチェック、府政への参画が実現

## 所属ごとに「チームサイト」を設置

## 所属ごとに「施策チェックボード」のページを設置

### 府民への公表を目指した情報の記録・管理を实践

- ◆ **情報の記録ルール**
  - ・ 意思形成プロセスは、仕事の発生源、打合せ資料や議事録を記録
- ◆ **情報の管理ルール**
  - ・ 行政文書の個人保管を禁止し、情報の格納場所をチームサイトへ統一
- ◆ **職員の意識改革**
  - ・ 仕事のやり方そのものを変える視点 (効率化と情報公開)

### 所属の重要施策や懸案課題をわかりやすく公表

- 府民の声に端を発した検討事項
- 知事、副知事、部局長からの指示事項
- 府議会で検討を約した事項
- 戦略本部会議における議題
- 各課の懸案事項に掲げる項目

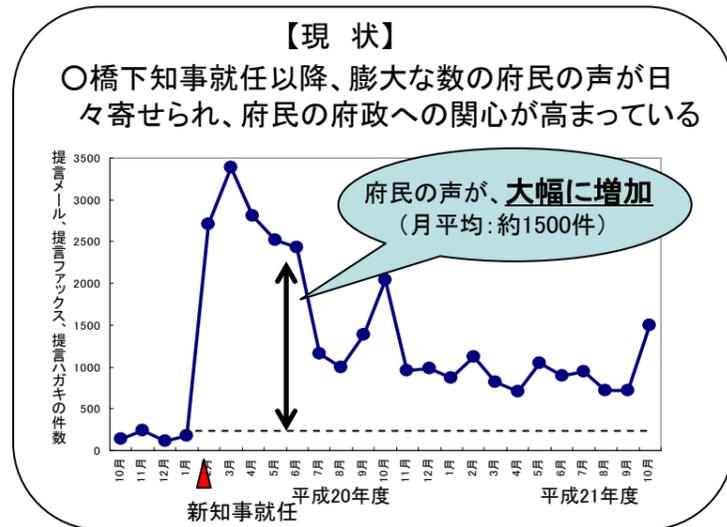
### 府民が素早い検索

検索ページ  
「情報の公表ポータルサイト」を設置

# 府民の声システムの拡充について

～多くの声を平等・公平に府政に活かします～

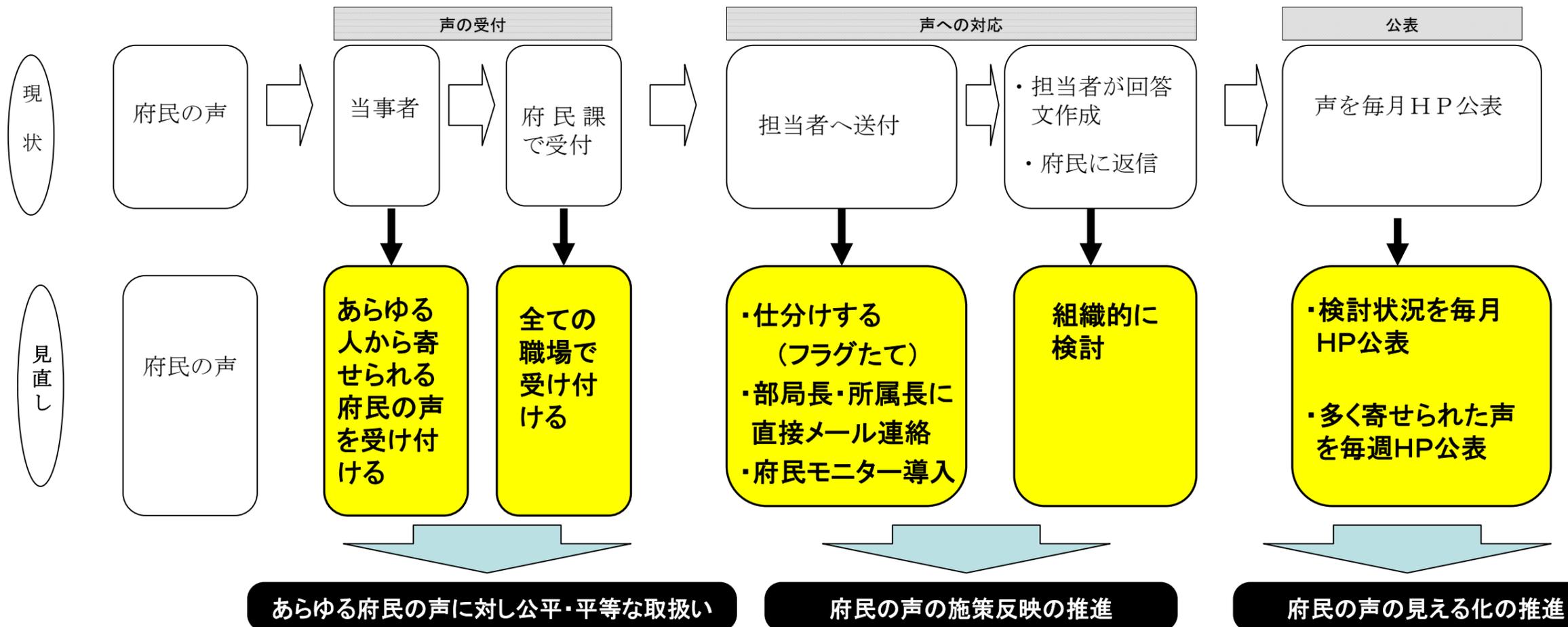
## 1. 現状、課題、見直しの方向性



- 【課題】**
- 府民課に寄せられた声のみの対応にとどまる
  - 担当者レベルの取扱いにとどまる  
 ○所属は回答作業に追われ、業務負担が多い一方、府民の声が施策に十分活かされていない
  - 声の取扱い状況が府民に見えない

- 【見直しの方向性】**
- どこの職場に、誰から寄せられても府民の立場に立って公平・平等に取扱う  
 →すべての府民の声を受付ける
  - 府民の立場に立って声の施策反映を推進する  
 →組織対応を強化する
  - 府民にタイムリーにわかりやすく公表し、見える化を推進する  
 →検討状況を公表する

## 2. 拡充内容



## 段階実施について

### 【目的】

- 業務が円滑に流れることを検証し、スムーズな全庁拡大を図るため、段階的に実施する。
- 検証結果をもとにシステムの改善を行い、平成22年度からよりよいシステムで全庁に拡大実施する。

### 【実施時期】

- 平成22年1月27日～

### 【主な検証項目】

- 登録関連
  - ・ 登録事務の負担
  - ・ 登録対象の基準
- フロー関連
  - ・ 見直し後のフロー
  - ・ フラグを立てる基準

### 【実施部局】

	平成22年1月27日～	平成22年度～
登録関連	府民文化部+参加部局	全所属
フロー関連	全所属	

### 【今後のスケジュール】

平成22年1月8日	府民文化部各課職員説明
1月12日	各部情報主任へ説明
1月14日	各所属職員への説明(各課単位1名)
1月27日	段階実施開始
平成22年度～(予定)	全庁拡大

# 府民の声システムの登録対象

## 1. 登録対象

○あらゆる人から寄せられる府民の声

※「府民の声」とは、府民(府外在住者を含む)の府への申出をいう

## 2. 登録の対象外

(考え方)

○記録制度のあるものや周知の事項、単なる感想、所管外の事項は、対象外とし、職員の負担を軽減する

(具体例)

**【重複】**

(1)公式又は公開の場における委員会等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるもの

- ・「公式の場」とは公開・非公開にかかわらず、法令及び条例の規定に基づいて行われる聴聞の場、委員会、審議会並びに関係者を含めての地元説明会の場等。
- ・「公開の場」とは公開で行われる説明会、討論会など不特定多数のものが傍聴、参加が可能な会議、集会等。

(2)他の制度やシステムで記録され、府民の声システムへの置き換えが困難なもの

- ①所属に寄せられた府の管理物に関する通報で建設CALSシステムにより処理されるもの
- ②工事施工、事業実施上の事前調整や交渉
- ③法令に基づく取り締まりや指導、違法行為等の通報
- ④専門相談窓口における専門相談

**【周知の事項】**

(1)行政の制度や手続き、サービスなどの周知の事項にかかる単なる問合せ

- ・「周知の事項」とは、公表済みの事項をいう
- ・他人に関する事項を問合せる場合は、「周知の事項」にあたらぬ

**【単なる感想】**

(1)一般的な会話の中での単なる感想の表現にとどまるもの

**【所管外の事項】**

- (1)国や市町村に専属する事項
- (2)民民に関する事項
- (3)府の施策や業務に関係のない営業活動に係るもの
- (4)いたずらや、趣旨不明のもの